

契約書（案）

買取人公益財団法人愛知臨海環境整備センターを甲とし、売渡人 を乙として、甲乙両当事者間において、次のとおり39%塩化第二鉄の売買単価契約を締結する。

（薬品単価）

第1条 単価契約する薬品名等は別紙仕様書のとおりとし、単価は以下のとおりとする。

単価は、〇〇円/kgとし、消費税及び地方消費税は含まない。

（発注の方法）

第2条 甲は薬品名、数量、納期及び納入場所を様式1の薬品注文書によりその都度乙に注文する。乙は、前条の単価で薬品を甲に売り渡すものとする。

（契約の期間）

第3条 契約期間は平成30年4月27日から平成31年3月31日までとする。

（薬品代金）

第4条 薬品代金は薬品金額と取引に係る消費税及び地方消費税の額の合計とする。

2 前項の取引に係る消費税及び地方消費税の額は薬品金額に100分の8を乗じて得た額（1円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。

3 第1項の薬品金額は第1条の単価に第2条に基づく注文書の数量（注文書が2通以上のときは合計数量）を乗じた金額の合計を薬品金額（1円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、全額免除とする。

（契約単価の変更）

第6条 契約単価は、薬品の引渡しに至るまでの運賃その他一切の経費を含むものとし、契約期間中に変更することはできない。ただし、経済事情の変更その他やむを得ない事情があるときは、甲、乙協議して改訂することができる。

（権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（検査及び引き渡し）

第8条 乙は、納入する薬品には納品書及び成分表を添付するものとする。

2 乙は、納入時に公益財団法人愛知臨海環境整備センターの職員による納品書及び成分表の審査を受け、合格しなければならない。

（再納入）

第9条 甲は、前条第2項の規定による審査の結果、必要があると認めるときは、乙に対して期日を定めて薬品の再納入をさせることができる。この場合において、再納入に要する費用は乙の負担とする。

2 前条の規定は、前項の再納入について準用する。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により第2条に基づく注文書の納期までに薬品が納入されない場合は、遅延日数に対し、年14.5パーセントの割合で計算して得た額に相当する違約金を徴収して期限を延長することができる。

(代金の支払)

第11条 乙は、月ごとに納入した薬品の量を合計し、売買代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に売買代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、前項の規定による支払いを遅延したときは、年2.7パーセントの支払遅延利息を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 乙又は乙から権利義務を譲り受けたる者は、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、これによって生じた現実の直接損害を甲に賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 契約の履行に関し、不正な行為があったとき。

(3) 甲の行う薬品の検査等に際し、係員の職務執行を妨げたとき。

(4) 正当な理由なく期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、乙に既納入薬品があるときはこれを調査し、相当代価を乙に支払うことができる。

(損害賠償)

第14条 前条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(公益財団法人愛知臨海環境整備センター財務規程の準用)

第15条 この契約の条項に定めるもののほかは、公益財団法人愛知臨海環境整備センター財務規程に定めるところによるものとする。

(紛争の処理)

第16条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議・解決を図るものとする。

(協議)

第17条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成30年 月 日

甲 買取人 知多郡武豊町字三号地1番地
公益財団法人愛知臨海環境整備センター
理事長 伊藤 範久

乙 売渡人